

公の施設の使用料に係る減免指針

令和2年12月7日
(令和7年4月1日一部改訂)
酒 田 市

1 基本的な考え方

令和2年4月1日、一部の公の施設において、受益者負担の適正化と算定根拠の明確化を目的に使用料を改正しました。一方、使用料の減免については、条例等において、減免できると規定されていますが、減免の対象となる対象者や使用目的が明確に規定されていないこと、従来からの慣例等によるもので統一的な基準がないことなどが、負担の公平性から問題視されていました。そのため、統一的な減免基準を整理するとともに、これまで内規として明示されていなかった減免の要件を、規則として明示しました。

なお、本指針の規則への反映にあたっては、施設の設置目的等を踏まえ、各部等において、施設ごとに適用する減免項目を選択することとしています。

2 対象施設

本指針を適用する施設は、条例で使用料等を定めている公の施設です。

3 減免基準

区分	項番	対象者・使用目的	減免率
全施設 共通の 基準	—	イ 市が使用する場合	100%
		ロ 市の事業の受託者が受託事業で使用する場合	100%
		ハ 市が事務局を担っている団体が使用する場合	100%
		ニ 市内の保育所、認定こども園、小中学校、特別支援学校（高等部を除く）又は看護学校が保育（放課後児童健全育成事業を含む）又は教育課程（部活動は含まない）で使用する場合	100%
		ホ 市の共催する事業で使用する場合	50%
		ヘ 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（介助者1名を含む）が使用する場合	50%
施設特 性に 応 じ て 選 択 す る 基 準	①	個人又は団体が奉仕活動（収益性のないものに限る）で使用する場合	100%
	②	地域住民及びその関連団体が地域の環境保全、地域づくり又は地域活性化のために使用する場合	100%
	③	公共的団体等が地域住民の福祉を向上させる目的で使用する場合	100%
	④	芸術文化協会加盟団体又は公共的団体が文化芸術、生涯学習などの社会教育活動で使用する場合	100%
	⑤	酒田市社会福祉協議会が介護予防又は健康増進に資する活動に使用する場合	100%

	⑥	東北公益文科大学が教育又は学習目的で使用する場合	100%
	⑦	個人又は団体が農林業の調査、研究、学習その他農林業の振興に資する活動に使用する場合	100%
	⑧	市内の小中学校（特別支援学校を含む）に在籍する児童又は生徒がスポーツ少年団活動又は部活動で使用する場合（月曜日から金曜日までの間（祝日及び休館日を除く。）で、午後３時から午後７時までの時間に限る。）	100%
	⑨	山形県又は山形県競技団体（公益財団法人酒田市スポーツ協会加盟団体に限る）が選手の強化を目的とした当該団体の大会で使用する場合	100%
	⑩	障がい者が主体となって組織する団体が団体本来の目的で使用する場合	50%
	⑪	個人又は団体が市民福祉の増進を目的とする活動、世代間・地域間交流活動又は研修会で使用する場合	50%
	⑫	市が設置した各種センターに登録した団体が団体本来の目的で使用する場合	50%
	⑬	個人又は団体が市民の公衆衛生の普及向上に資する活動で使用する場合	50%
	⑭	高等学校又は大学（以下「高校等」という。）が当該高校等に部活動を実施する施設が無く、又は当該高校等の施設では狭いため、臨時的に使用する場合（月曜日から金曜日までの間（祝日及び休館日を除く。）で、おおむね午後３時から午後７時までの時間に限る。）	50%
	⑮	市内の総合型地域スポーツクラブが自身の定期活動のために使用する場合	50%
	⑯	市内に住所を有する高校生以下の個人がスキー場のシュレップリフトのシーズン券を購入する場合	50%
特例	—	その他市長が認めるもの	100% 又は 50%

※ この基準は、各施設の設置管理条例施行規則として定められ、利用料金制の指定管理施設についても適用されます。

※ 指定管理者が独自の基準で行う減免については、あらかじめ市と協議が必要です。この場合の、利用料金の減収については、指定管理者の負担となります。